

# 不法投棄は犯罪です！！

不法投棄は「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）**」により罰せられます。

## 不法投棄の刑罰について

### ■河川法第109条

6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

### ■廃棄物処理法第25条（※32条）

5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

又はこの両方（※法人等の場合は3億円以下の罰金）



※不法投棄や、河川の異常を発見した際は鮭川出張所へご連絡下さい。  
国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所 TEL(0233)55-3020

この写真は、今年度（4月～12月現在）までに鮭川出張所管内で発見された不法投棄の一部です。不法投棄は景観を損ねるのはもちろんのこと、水質悪化や土壌汚染問題に繋がるだけではなく場合によっては、増水時に樋門・樋管の出口を塞ぎ操作が困難になるなど重大な悪影響を及ぼします。**不法投棄は重大な犯罪行為です。**鮭川出張所では河川のパトロールを行い不法投棄を厳重に取り締まっています。不法投棄を発見したら、すぐに鮭川出張所または、最寄りの警察にご連絡して下さい。



▲鮭川村岩木地区  
岩木堤防に漬物容器



▲鮭川村向居地区  
高水敷にポリタンク

※鮭川出張所では不法投棄を発見した際に  
注意看板を立てています。



▲真室川町高沢地区  
高沢第二排水樋管水路に塩ビパイプ



▲戸沢村津谷地区  
高水敷にドラム缶

一人ひとりがモラルを持ち、美しい河川と自然環境を守るためにもゴミの不法投棄はやめましょう。

# 河川敷における 雪捨て場の利用について

今年度も鮭川出張所では、鮭川と真室川の河川敷を「雪捨て場」として県や関係市町村へ提供しています。これは、関係機関が国土交通省から占用許可を得て確保している場所です。寒さが増しこれから雪も本番になり各雪捨て場の利用が増加すると思います。ご利用される方は、以下の点に注意してマナーを守りご利用して下さい。



×河川管理用通路や坂路



×排水樋管付近



×ゴミ等



×砂利等

## 高水敷とは…？

高水敷とは、複断面の形をした河川で常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地です。平常時には、グラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。

## 注意事項①

堤防の河川管理用通路・排水樋管付近などに雪を捨てないこと。（施設損傷の原因になります。）雪は指定された高水敷へお願いします。

## 注意事項②

雪と一緒に砂利やゴミ等を捨てないこと。毎年雪解け後に沢山のゴミ等を見かけます。川はみんなのものです。ひとりひとりがマナーを守り綺麗に利用して下さい。



## \* 河川の用語 \*

- ▶川裏・川表（かわうら・かわおもて）  
堤防を境にして、水が流れている方を「川表」、住居地や農地がある方を「川裏」。
- ▶堤内・堤外（ていない・ていがい）  
堤防で洪水から守られているところが「堤内」、平常時や洪水時に流水が流れている側を「堤外」。
- ▶低水路（ていすいろ）  
通常の川の水が流れている流路のこと。
- ▶天端（てんぱ）  
堤防の一番高いところ。

## お問い合わせ先

雪捨て場に関するお問い合わせは、以下のお問い合わせ先にご連絡して下さい。

戸沢村役場

建設水道課

☎ (0233) 72-2111

鮭川村役場

農村整備課

☎ (0233) 55-2111

真室川町役場

建設課

☎ (0233) 62-2111

☎ 999-5203

山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4

国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所 担当 後藤・三原

TEL 0233-55-3020 FAX 0233-55-3083

HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/shinijyou/>

## お問い合わせ

■「みずと」をご覧になっての感想やご意見をお寄せ下さい。

■工事現場や河川管理施設を見学されたい方は鮭川出張所までご連絡下さい。

